

「新しい公共」についての意見

社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国社会福祉施設経営者協議会

1. 国の福祉への公的責任の後退は認められない

「新しい公共」円卓会議の資料において、「新しい公共」とは「支え合いと活気のある社会」を作るための当事者たちの「協働」の場であるとされている。しかし、社会福祉への国、地方公共団体の責任が曖昧にされ、公的責任が後退することがあってはならない。

「新しい公共」円卓会議作業チームの資料によれば、

- ・ 政府によって全ての社会的課題は解決できない
- ・ ゆえに「スリムな政府・大きな公共」へ
- ・ これまで政府がしてきたソーシャルサービスは誰が行うのかもとされている。

2. 社会福祉法人とその事業への適正な評価が必要

社会福祉法人は戦後、社会福祉事業法の下に設立された法人組織であり、これまで一貫して、わが国の社会福祉を担ってきた。現在では高齢者、障害者、児童等の分野で、220万人超を対象として福祉サービスを提供するなど、わが国の福祉の基盤をなしている。そして、今後も社会福祉の人的、物的な社会資源として社会福祉法人は社会的な使命を担っていくものである。

一方、「新しい公共」円卓会議検討過程の作業チームによる社会事業法人(案)の検討資料では

- ・ 社会福祉法人など既存の福祉団体は補助金漬け、行政の下請け化し、独自の事業を展開できない
- ・ 行政との密着で非効率

さらに、「新しい公共」宣言(案)においても、「依存型の補助金や下請け型の業務委託」との表現がある。

社会福祉法人とその事業への適正な評価がなされているとは言えない。

3. 社会福祉法人を活用すべき

社会福祉法人は極めて高い公益性・公共性をもった法人である。また、福祉サービスの質の確保と事業の継続性を担保するため厳格な基準のもと組織された非営利法人である。その位置付けのもとに、法人解散時には、その財産は国庫に帰属することになる。

現在でも、株式会社等が社会福祉事業へ参入する場合、社会福祉法人を設立し、事業を運営する例は存在している。第一種社会福祉事業は公費をもったの運営であり、実施主体は非営利で持ち分権のない社会福祉法人が行うこととされている。

しかし、今般、検討されている社会事業法人は、市場原理に基づき、ソーシャルビジネスの名の下に、持ち分を認めつつ、企業活動を支援する観点からの設計とされている。無制限に社会福祉事業への参入を認めることは、社会福祉制度を根底から覆すものであり、容認することはできない。